



熊本県公報

第12754号

平成30年9月4日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険法付保義務の消滅（三角加入区）……………（団体支援課） 1
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立……………（ 〃 ） 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（砂防課） 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定……………（障がい者支援課） 2
- 熊本県有明海区における漁場計画に係る漁業権の免許……………（水産振興課） 3
- 天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権の免許……………（ 〃 ） 4
- 道路の位置指定の廃止……………（建築課） 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 12
- 平成30年度後期技能検定の実施……………（労働雇用創生課） 12
- 平成30年度技能検定（随時2級）の実施……………（ 〃 ） 14
- 熊本県大気汚染常時監視ネットワーク施設賃貸借に係る一般競争入札（特定調達）の落札者等の公示……………（環境保全課） 16
- 公共測量の実施……………（監理課） 16
- 熊本港コンテナターミナルの指定管理者の募集……………（港湾課） 16
- 八代港コンテナターミナルの指定管理者の募集……………（ 〃 ） 18
- 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び同法第12条の3に規定する診断を行う医師の指定……………（警察本部生活環境課） 19
- 平成30年度第4回熊本県いじめ防止対策審議会の開催……………（いじめ防止対策審議会） 20

告 示

熊本県告示第698号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年9月2日熊本県告示第866号で公示した三角加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年9月1日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第699号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
天草加入区	天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区	手繰網漁業及び大型定置漁業

熊本県告示第700号

平成25年3月29日熊本県告示第372号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年

法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平床	天草市下浦町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平床	天草市下浦町平床	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第702号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
循環器内科	奥山 英策	地方独立行政法人くまもと県北病院機構公立玉名中央病院 玉名市中1950番地	平成30年7月31日
泌尿器科	川畑 幸嗣	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	平成30年7月31日
耳鼻咽喉科	伊牟田 美晴	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	平成30年7月31日
外科	佐藤 伸隆	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成30年7月31日
内科	伊藤 清治	医療法人社団尾崎病院 宇土市本町一丁目8番地	平成30年7月31日
神経内科	熊本 俊秀	社会医療法人社団熊本丸田会熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760番地	平成30年7月31日
循環器内科	永野 雅英	医療法人社団永寿会天草第一病院 天草市今釜新町3413番地6	平成30年7月31日
内科	佐藤 英明	ひとよし内科 人吉市七地町28番地1	平成30年7月31日
循環器内科	福嶋 隆一郎	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院 八代市通町10番10号	平成30年7月31日

神経内科	大嶋 俊範	荒尾市民病院 荒尾市荒尾2600番地	平成30年7月31日
整形外科	棚平 健	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	平成30年7月31日
整形外科	寺本 周平	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	平成30年7月31日

熊本県告示第703号

平成30年5月29日熊本県告示第436号で公示した熊本県有明海区における漁場計画に係る漁業権について、漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、次のとおり免許した。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 免許の内容
平成30年5月29日熊本県告示第436号の内容のとおり
- 2 免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
有区第1号から有区第16号まで 有区第18号から有区第39号まで 有区第41号から有区第46号まで 有区第51号及び有区第61号 有区第71号から有区第73号まで	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

3 漁業権者
区画漁業権

漁場計画番号 (免許番号)	漁業権者	
	氏名又は名称	住所
有区第1号	荒尾漁業協同組合	荒尾市荒尾27番地
有区第2号	熊本北部漁業協同組合	玉名郡長洲町大字長洲3328番地20
有区第3号	熊本北部漁業協同組合	玉名郡長洲町大字長洲3328番地20
有区第4号	岱明漁業協同組合	玉名市岱明町浜田883番地
有区第5号	岱明漁業協同組合	玉名市岱明町浜田883番地
有区第6号	滑石漁業協同組合	玉名市滑石1683番地
有区第7号	大浜漁業協同組合	玉名市大浜町2376番地
有区第8号	横島漁業協同組合	玉名市横島町横島4506番地の2
有区第9号	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町船津2222番地の11
有区第10号	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町船津2222番地の11
有区第11号	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町船津2222番地の11
有区第12号	松尾漁業協同組合	熊本市西区西松尾町4411番地
有区第13号	小島漁業協同組合	熊本市西区小島下町3634の2番地
有区第14号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町3937番地
有区第15号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町3937番地
有区第16号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町3937番地
有区第18号	畠口漁業協同組合	熊本市南区畠口町791番地2
有区第19号	畠口漁業協同組合	熊本市南区畠口町791番地2
有区第20号	畠口漁業協同組合	熊本市南区畠口町791番地2
有区第21号	畠口漁業協同組合	熊本市南区畠口町791番地2
有区第22号	畠口漁業協同組合	熊本市南区畠口町791番地2
有区第23号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町410番地
有区第24号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町410番地
有区第25号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町410番地
有区第26号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町410番地
有区第27号	川口漁業協同組合	熊本市南区川口町3013番地の4

有区第28号	川口漁業協同組合	熊本市南区川口町3013番地の4
有区第29号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第30号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第31号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第32号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第33号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第34号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第35号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第36号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地
有区第37号	網田漁業協同組合	宇土市長浜町508番地5
有区第38号	網田漁業協同組合	宇土市長浜町508番地5
有区第39号	網田漁業協同組合	宇土市長浜町508番地5
有区第41号	荒尾漁業協同組合	荒尾市荒尾27番地
有区第42号	岱明漁業協同組合	玉名市岱明町浜田883番地
有区第43号	滑石漁業協同組合	玉名市滑石1683番地
有区第44号	大浜漁業協同組合	玉名市大浜町2376番地
有区第45号	横島漁業協同組合	玉名市横島町横島4506番地の2
有区第46号	(代)河内漁業協同組合	熊本市西区河内町船津2222番地の11
有区第51号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
有区第61号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町3937番地
有区第71号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町410番地
有区第72号	川口漁業協同組合	熊本市南区川口町3013番地の4
有区第73号	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875番地

熊本県告示第704号

平成30年5月29日熊本県告示第437号で公示した天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権について、漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、次のとおり免許した。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容
平成30年5月29日熊本県告示第437号の内容のとおり
- 2 免許の存続期間

漁 場 計 画 番 号	存 続 期 間
天定第1号及び天定第2号	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
天区第31号から天区第33号まで 天区第209号及び天区第223号 天区第228号 天区第248号から天区第252号まで 天区第310号 天区第401号から天区第404号まで 天区第501号から天区第513号まで 天区第516号から天区第525号まで 天区第527号から天区第531号まで 天区第533号から天区第537号まで 天区第539号から天区第562号まで 天区第564号から天区第566号まで 天区第568号から天区第574号まで 天区第581号 天区第591号から天区第595号まで	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

天区第601号及び天区第602号
 天区第611号
 天区第621号から天区第623号まで
 天区第625号から天区第640号まで
 天区第651号から天区第653号まで
 天区第661号及び天区第662号
 天区第671号から天区第673号まで
 天区第681号及び天区第682号
 天区第701号から天区第781号まで
 天区第801号から天区第811号まで
 天区第821号及び天区第822号
 天区第824号から天区第835号まで
 天区第841号
 天区第851号から天区第865号まで
 天区第871号及び天区第872号
 火区第101号から火区第108号まで
 火区第201号から火区第203号まで
 火区第211号
 火区第221号から火区第223号まで
 火区第231号から火区第235号まで
 火区第241号及び火区第242号
 火区第251号から火区第253号まで
 火区第261号から火区第267号まで
 火区第301号及び火区第311号
 火区第321号から火区第323号まで
 火区第331号から火区第343号まで

3 漁業権者

(1) 定置漁業権

漁場計画番号 (免許番号)	漁業権者	
	氏名又は名称	住 所
天定第1号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天定第2号	丸和漁業生産組合	天草市天草町大江8023番地

(2) 区画漁業権

漁場計画番号 (免許番号)	漁業権者	
	氏名又は名称	住 所
天区第31号	株式会社平山海洋	天草市倉岳町棚底3948番地7
天区第32号	松本水産株式会社	天草市倉岳町棚底1956番地16
天区第33号	株式会社平山海洋	天草市倉岳町棚底3948番地7
天区第209号	株式会社フジオカ	長崎市田中町582番地4
天区第223号	益田和安	上天草市大矢野町維和206番地
天区第228号	株式会社日興水産	上天草市大矢野町維和1341番地
天区第248号	山崎勝平	上天草市大矢野町維和2762番地11
天区第249号	丸山正二郎	上天草市大矢野町維和537番地9
天区第250号	株式会社フジオカ	長崎市田中町582番地4
天区第251号	山崎哲哉	上天草市大矢野町維和231番地
天区第252号	山崎哲哉	上天草市大矢野町維和231番地
天区第310号	益田和安	上天草市大矢野町維和206番地
天区第401号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第402号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第403号	栖本漁業協同組合	天草市栖本町湯船原846番地
天区第404号	栖本漁業協同組合	天草市栖本町湯船原846番地
天区第501号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号

天区第502号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第503号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第504号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第505号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第506号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第507号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第508号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第509号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第510号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第511号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第512号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第513号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第516号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第517号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第518号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第519号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第520号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第521号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第522号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第523号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第524号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第525号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第527号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第528号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第529号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第530号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第531号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第533号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第534号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第535号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第536号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第537号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第539号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第540号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第541号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第542号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第543号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第544号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第545号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第546号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第547号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第548号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第549号	栖本漁業協同組合	天草市栖本町湯船原846番地
天区第550号	栖本漁業協同組合	天草市栖本町湯船原846番地
天区第551号	栖本漁業協同組合	天草市栖本町湯船原846番地
天区第552号	栖本漁業協同組合	天草市栖本町湯船原846番地
天区第553号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第554号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第555号	大道漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町大道1669番地
天区第556号	大道漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町大道1669番地

天区第557号	大道漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町大道1669番地
天区第558号	大道漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町大道1669番地
天区第559号	大道漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町大道1669番地
天区第560号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第561号	樋島漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町樋島3479番地2
天区第562号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第564号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第565号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第566号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第568号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第569号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第570号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第571号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第572号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第573号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第574号	(代) 嵐口漁業協同組合	天草市御所浦町御所浦2852番地6
天区第581号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第591号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第592号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第593号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第594号	(代) 嵐口漁業協同組合	天草市御所浦町御所浦2852番地6
天区第595号	(代) 嵐口漁業協同組合	天草市御所浦町御所浦2852番地6
天区第601号	有明町漁業協同組合	天草市有明町大浦667の2番地
天区第602号	有明町漁業協同組合	天草市有明町大浦667の2番地
天区第611号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第621号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第622号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第623号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第625号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第626号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第627号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第628号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第629号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第630号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第631号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第632号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第633号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第634号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第635号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第636号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第637号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第638号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第639号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第640号	樋島漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町樋島3479番地2
天区第651号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第652号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第653号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号

天区第822号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第824号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第825号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第826号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第827号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第828号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第829号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第830号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第831号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第832号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第833号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第834号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第835号	樋島漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町樋島3479番地2
天区第841号	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
天区第851号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第852号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第853号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第854号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第855号	有明町漁業協同組合	天草市有明町大浦667の2番地
天区第856号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第857号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第858号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第859号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第860号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第861号	大道漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町大道1669番地
天区第862号	大道漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町大道1669番地
天区第863号	樋島漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町樋島3479番地2
天区第864号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第865号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第871号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第872号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
火区第101号	芦北町漁業協同組合	葦北郡芦北町大字田浦町426番地の3
火区第102号	芦北町漁業協同組合	葦北郡芦北町大字田浦町426番地の3
火区第103号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第104号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第105号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第106号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第107号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第108号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第201号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第202号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第203号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第211号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第221号	鏡町漁業協同組合	八代市鏡町野崎字1番割1028番地の2

火区第222号	八代漁業協同組合	八代市新開町3番84号
火区第223号	二見漁業協同組合	八代市二見洲口町1066番地の2
火区第231号	八代漁業協同組合	八代市新開町3番84号
火区第232号	八代漁業協同組合	八代市新開町3番84号
火区第233号	八代漁業協同組合	八代市新開町3番84号
火区第234号	八代漁業協同組合	八代市新開町3番84号
火区第235号	八代漁業協同組合	八代市新開町3番84号
火区第241号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第242号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第251号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第252号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第253号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第261号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第262号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第263号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第264号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第265号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第266号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第267号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第301号	芦北町漁業協同組合	葦北郡芦北町大字田浦町426番地の3
火区第311号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第321号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第322号	鏡町漁業協同組合	八代市鏡町野崎字1番割1028番地の2
火区第323号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第331号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第332号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地の153
火区第333号	鏡町漁業協同組合	八代市鏡町野崎字1番割1028番地の2
火区第334号	芦北町漁業協同組合	葦北郡芦北町大字田浦町426番地の3
火区第335号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第336号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第337号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第338号	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町大字福浜字宇土3496番地の12
火区第339号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第340号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第341号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第342号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号
火区第343号	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町二丁目8番1号

熊本県告示第705号

昭和50年8月9日熊本県告示第684号（道路位置の指定）は、廃止する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

公 告

熊本県公告第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字北田925番5、同925番7、同928番10、同928番11及び同928番12
316.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
埼玉県志木市中宗岡二丁目6番18号
横手 喜美譽

熊本県公告第518号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により平成30年度後期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施職種する検定職種（作業）及び等級区分
実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおりとします。
 - (1) 特級
金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形パン製造
 - (2) 1級及び2級
鍛造（プレス型鍛造作業）、金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、機械検査（機械検査作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製作作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製作作業）、みそ製造（みそ製作作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシート工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業及び装具製作作業）
 - (3) 3級
造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）
 - (4) 単一等級
バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）
- 2 試験の方法
試験は実技試験及び学科試験によって行います。
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
 - (1) 実技試験
ア 実技試験の手数料
次の(ア)から(エ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)まで

に定める額

- (ア) (イ)から(エ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき17,900円
- (イ) 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であつて、当該試験の実施日
の属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者（出入国管理及び難
民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもつ
て在留する者及び(エ)に掲げる者を除く。） 1職種につき8,900円
- (ウ) 実技試験の3級を受けようとする在職者（職業能力開発促進法第15条の
7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進
法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練者、
同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3
項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇
用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開
発総合高等学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
の高等学校、中等教育学校（同法第66条の後期課程に限る。）、特別支援学
校（同法第76条第2項の高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同
法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する
者をいう。（エ）において同じ。）である受検者（(エ)に掲げる者を除く。） 1
職種につき11,900円
- (エ) 実技試験の3級を受けようとする在職者であつて、当該試験の実施日が属
する年度の4月1日において35歳に達していない受検者（出入国管理及び難
民認定法別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。） 1職種に
つき2,900円

イ 実施期日

実技試験は、平成30年12月3日(月)から平成31年2月17日(日)までの間
において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成30年11月26日(月)に熊本県職業能力開発協会から
公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1級及び 2級	鍛造、機械検査、婦人子供服製造、配管、型枠 施工、ガラス施工	平成31年1月27日 (日)
3級	電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、型枠 施工	
特級	金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、 金属プレス加工、仕上げ、機械検査、ダイカス ト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体 製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組 立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラス チック成形、パン製造	
1級及び 2級	金型製作、農業機械整備、冷凍空気調和機器施 工、和裁、石材施工、パン製造、みそ製造、厨 房設備施工、防水施工、機械・プラント製図	
3級	造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作 機械・プラント製図	
単一等級	バルコニー施工	
1級及び 2級	半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧 装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき 鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤 注入施工、塗装、義肢・装具製作	平成31年2月10日 (日)
3級	機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大 工、テクニカルイラストレーション、電気製図	

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 本人確認書類
人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。
 - (ア) 運転免許証
 - (イ) 個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）
 - (ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
 - (エ) 特別永住者証明書又は在留カード
 - (オ) 健康保険被保険者証
 - (カ) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
 - (キ) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面
- (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
所在地 〒861-2202
熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818
- (3) 受付期間
平成30年10月1日（月）から平成30年10月12日（金）まで
- (4) 受検申請に関する注意等
ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
なお、郵送による申請書は、平成30年10月12日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 5 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。
ただし、受検申請を受け付けた後、手数料に過払いが生じた場合は、過払い額を返還する。
- 6 合格発表等
(1) 合格発表
技能検定の合格者の受検番号を、平成31年3月15日（金）に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県のホームページに午前10時から掲載する。
(2) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成31年3月15日（金）以降に書面で通知する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章及び3級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第519号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定（随時実施2級分）を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施する検定職種及びその等級

随時に実施する2級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、

建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 受検資格
基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けけることができる。

3 技能検定試験の方法
実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験
ア 実技試験の手数料 17,900円
イ 実技試験の実施期日

平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験問題の公表
問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある）。

(2) 学科試験
ア 学科試験の手数料 3,100円
イ 学科試験の実施期日

平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類
ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
所在地 〒861-2202
熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818

(3) 受付期限
原則として実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意等
ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

6 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後に、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。

7 合格発表

(1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付
技能検定合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

8 その他

なお、本公示の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「習得技能等の認定」に活用されるものである。

不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第520号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51条）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県大気汚染常時監視ネットワーク施設 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県環境生活部環境局環境保全課大気・化学物質班
（熊本県庁行政棟新館5階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月24日（火）
- 4 落札者の氏名及び住所
環境計測株式会社 福岡サービスセンター 所長 福島幹雄
福岡市東区青葉二丁目10-7 ミレニアム青葉102号
- 5 落札金額
43,105,370円（うち消費税及び地方消費税の額3,835,370円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年6月12日（火）

熊本県公告第521号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により水俣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）（写真地図作成、地図情報レベル1000）	平成30年 9月 1日から 平成31年 3月29日まで	水俣市全域

熊本県公告第522号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本港コンテナターミナル
 - (2) 所在地
熊本市西区新港二丁目2番
 - (3) 施設の概要
ガントリークレーン1基、ジブクレーン1基、ストラドルキャリア1台、くん蒸上屋1棟、貨物上屋1棟（5,300平方メートル）、管理棟1棟（155.23平方メートル）、コンテナヤード（34,289平方メートル）、冷凍電源12口、電源設備1式、浄化槽1槽及び消防設備1式
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) コンテナターミナル（コンテナ貨物の荷さばきを行うための施設をいう。以下同じ。）の利用調整及び管理に関する業務
 - (2) コンテナターミナルの使用の許可に関する業務
 - (3) コンテナターミナルの維持に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 参加資格

- 次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県からの指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止等、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃、金不払に關する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手續

- (1) 申請書類
 - 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 熊本港コンテナターミナル指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に關する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に關しての申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館12階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2515
- (3) 提出期間
平成30年9月11日（火）から平成30年10月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着すること。
電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部

6 指定管理候補者の選定

平成30年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。

7 募集要項の交付

5の(2)に定める場所で、平成30年9月4日（火）から平成30年10月5日（金）までの間に、交付する。

8 説明会

- (1) 日時
平成30年9月10日（月）10時から1時間程度
- (2) 場所
熊本港コンテナターミナル管理棟
- (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、現地説明会申込書を5の(2)に定める提出先へあらかじめ提出すること。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、熊本港コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第523号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。

平成30年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
八代港コンテナターミナル
 - (2) 所在地
八代市新港町四丁目12番
 - (3) 施設の概要
ガントリークレーン2基、ストラドルキャリア1台、管理棟1棟（273.9平方メートル）、コンテナヤード（44,970平方メートル）、冷凍電源12口、電源設備1式及び浄化槽1槽
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) コンテナターミナル（コンテナ貨物の荷さばきを行うための施設をいう。以下同じ。）の利用調整及び管理に関する業務
 - (2) コンテナターミナルの使用の許可に関する業務
 - (3) コンテナターミナルの維持に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手續
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
 - イ 八代港コンテナターミナル指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度における事業報告書その他の団体の

- 業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に關しての申立書
- (2) 申請書の提出先

熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館12階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2515
- (3) 提出期間

平成30年9月11日（火）から平成30年10月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着すること。
 電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数

正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定

平成30年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付

5の(2)に定める場所で、平成30年9月4日（火）から平成30年10月5日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
 - (1) 日時

平成30年9月10日（月）14時30分から1時間程度
 - (2) 場所

八代港コンテナターミナル管理棟
 - (3) その他

説明会への参加を希望する場合は、現地説明会申込書を5の(2)に定める提出先へあらかじめ提出すること。
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、八代港コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先

5の(2)に同じ。

登載依頼

熊本県公安委員会告示第31号
銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成21年熊本県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和3

3年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項に規定する診断を行う医師及び法第12条の3に規定する診断を行う医師を平成30年9月1日付けで次のように指定したので、規則第6条第3項の規定により告示する。
平成30年9月4日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

1 法第4条の3第2項に規定する診断を行う医師

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者	指定日から起算して3年間
木村 武実	熊本駅前木もれびの森心療内科精神科 熊本市西区春日二丁目1番24号 グッドライフ熊本駅前2階	同上	同上

2 法第12条の3に規定する診断を行う医師

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
三笥 宏	医療法人社団映和 みとま神経内科クリニック 熊本市中央区新大江二丁目5番12号	法第5条第1項第3号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）で定める病気(政令第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	指定日から起算して3年間
相澤 明憲	医療法人佐藤会 弓削病院 熊本市北区弓削五丁目12番25号	同上	同上
緒方 明	医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院 荒尾市荒尾1992番地	政令第8条第3号に定める病気にかかっている者	同上
山角 公明	医療法人カジオ会 八代病院 八代市郡築一番町179番地	同上	同上
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20号	介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者	同上
木村 武実	熊本駅前木もれびの森心療内科精神科 熊本市西区春日二丁目1番24号 グッドライフ熊本駅前2階	同上	同上

熊本県いじめ防止対策審議会公告第4号

平成30年度第4回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年9月4日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

1 開催日時

平成30年9月6日（木）

- 午前9時00分から午前11時00分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館 2階 孔雀
 - 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
 - 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
 - 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)